

【基本的な学校での生活様式】

- 3密（密閉、密集、密接）を避け、~~人との間隔の目安は1m（できるだけ2m）~~
- 正しくマスクを着用する（活動内容や気温によって臨機応変に対応する）
※鼻マスク、あごマスクは認めない
- 手洗いや手指のアルコール消毒等を丁寧に行う

1 登下校について

- (1) 登校前には、必ず検温等健康観察をして登校する。同居家族に発熱や風邪の症状などの体調不良がみられる場合でも、原則として児童は登校自粛の必要はない。ただし、同居家族に県境をまたいで移動や県外からの来訪者との接触等があつて体調不良がみられる場合は、~~児童を登校させずに、自宅で休養させるなど、~~適切に判断する。
なお、児童本人が体調不良の場合（特に発熱）は、自宅での休養を徹底するなど、適切な判断をする。また、必要に応じて速やかに医療機関にて受診をする。
- (2) 登校後は、密にならないようにし、教職員が児童玄関入り口でチェックする。
なお、これまでどおり健康観察表は、ランドセルにつるすこととする。
- (3) 登校後は、手洗いや手指のアルコール消毒を行う。（健康観察表をチェックし、児童に発熱の症状等体調不良がみられる場合には、教室には入れず、別室に移動させ、保護者に連絡をする。）
- (4) 登下校時も、マスクの着用を原則とするが、気温等に応じて、人との距離を十分にとることによりマスクをはずして登校することも認める。ただし、その場合には、会話をしない。

2 各教科等の指導における感染対策について

- (1) 座席を1m以上あけて配置する。
- (2) 朝は、教職員が廊下や教室の窓（2方向）を開け、換気をする。エアコン稼働時も常時換気を原則とする。
- (3) 体育の時間など身体を動かす活動等は、教師の指示により、人との距離をとるなどの感染対策を講じた上で、マスクをはずして活動することがある。
※なお、マスクをはずすことを強制するものではない。
- (4) 教科活動（以下の内容等）は感染対策を講じた上で実施する。
 - ①生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク
 - ②室内で児童が近距離で行う合唱およびリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
 - ③家庭科における「児童同士が近距離で活動する調理実習」
 - ④理科における「児童同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ⑤体育における「児童が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

3 給食について

- (1) 配膳時、児童はエプロン、三角巾、マスク、手袋を着用する。
- (2) セルフ形式（自分の給食を自分で運ぶ）、食べ終わった児童から食器等をしまう。
- (3) 前を向いて食事（黙食）をし、マスクをはずした状態での会話はしない。
- (4) 食事が終わり次第、マスクを着用する。
- (5) 教員（担任）は、配膳の前後に配膳台をアルコール消毒する。

4 図書館について

- (1) 密になることを避けるなど、感染対策を十分に講じた上で図書館を利用できるようにし、貸出、閲覧は可とする。
- (2) ~~返却された本は、表紙等の消毒後、数日間（3日間相当）は貸出をしない。~~

5 休み時間について

- (1) 休み時間もマスクの着用を原則とする。
※気温は下がりつつあるが、熱中症対策等も考慮し、外の活動（体育の時間を含む）等は、場合によってマスクをはずしてもよいとする。その際は、人との距離を十分に保ち、会話はしない。

- (2) 休み時間は、現行どおり学年ごとの体育館割り当て解除を継続し、自由に遊ぶことができる。併せて、ボールの貸出も行う。また、アクティブワンも実施する。
- (3) 体育館の使用により、密な状態や接触等が見られる場合には、体育館の使用を見合わせることもある。
- (4) 昼休み等天気のよい日は、グラウンドの使用を認める。
- (5) 活動前後には、手洗いまたは手指のアルコール消毒を行う。

6 清掃について

- (1) 清掃中もマスクの着用を原則とする。
- (2) 清掃は、通常どおり毎日実施する。
- (3) 清掃後は、手洗いや手指のアルコール消毒等を丁寧に行う。

7 ご家庭へのお願い

- (1) 毎朝、検温と健康観察を確実にお願いします。(引き続き、ご家族の検温等健康観察もお願いします。)
 - ① お子様が悪調不良の場合(特に発熱)は、自宅での休養をするなど、適切な判断をしてください。または、同居家族に県境をまたいでの移動や県外からの来訪者との接触等がある場合、悪調不良がみられる場合は、~~お子様を登校させずに、自宅で休養させるなど、適切に判断してください。~~
 - ② お子様が悪調不良により、早退することがあっても、兄弟姉妹については、風邪等悪調不良でない場合、下校をする必要はありません。
※これまで同様、健康観察表をもとに、教員がお子様の入室可否等を判断します。各ご家庭におかれては、登校前に確実に健康観察表をご記入願います。
 - ③ 登校後に発熱などの症状が出た場合は、お子様を別室に移動させ、すぐに連絡を入れますので、お迎えをお願いします。
 - ④ お子様、同居のご家族がPCR検査をお受けになる場合および接触者または濃厚接触者に認定された場合は、第一報として、速やかに本校教頭(86-1119)までご連絡願います。(PCR検査を受けられた場合には、結果が判明次第、陰性および陽性にかかわらず、必ずご連絡をお願いします。)
 - ⑤ お子様に発熱等の症状がある場合には、ためらうことなく、まずは、かかりつけ医や最寄りの医療機関に電話相談してください。つながらない場合は、「受診・相談センター」(20-0795)に相談してください。
- (2) ~~当面、体操服での登校を原則とします。更衣による密を避けることを目的としますが、体操服は制服に比べ、毎日の洗濯が容易であるということを主な目的としています。第2学期開始の10月20日(水)より、制服登校とします。なお、登校後は体操服を着用しますので、毎日体操服を持たせてください。このことについては、各学年だよりでもお知らせします。~~
- (3) 予備のマスク、ハンカチをランドセルに常備するようお願いします。
※マスクを忘れる児童がおります。お忘れの際はマスクをお渡ししていますが、登校前のお声かけにご協力願います。
- (4) 学校以外の場でもマスクの着用を徹底してください。
- (5) 今後(秋休み中を含む)について、各ご家庭におかれては、「県民行動指針Ver. 30」をご参照いただき、新型コロナウイルス感染防止に努めてください。

8 その他

今後の感染状況や国・福井県・福井市の動向等で、随時変更することがありますので、その旨ご了承ください。